

事前評価調書

I 事業概要																				
事業名	農業農村整備事業（防災ダム事業）																			
地区名	さらいけ 皿池地区																			
事業箇所	くつかけちょう 豊明市沓掛町																			
事業のあらまし	<p>本地区は、豊明市の市街地に位置しており、皿池は地域のかんがい用水源として重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、堤体の耐震性不足により、万一、決壊した場合には、下流の人家や農地・農業用施設及び公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、早急に地震対策を行い、ため池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p>																			
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>ため池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p>																			
事業費	事業費		内訳																	
	2.9億円		■工事費 2.5億円 ■用補費 0.1億円、■その他 0.3億円																	
事業期間	採択予定年度	2023年度	着工予定年度	2024年度	完成予定年度	2026年度														
事業内容	堤体工、取水施設工（緊急放流施設付） 各一式																			
II 評価																				
①事業の必要性	1) 必要性	<p>皿池は、堤体の耐震性不足により、地震時には決壊する恐れがある。</p> <p>このため、堤体等の改修や緊急放流工の設置により、ため池の決壊を未然に防ぎ、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要能力</th> <th></th> <th>皿池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">堤体の耐震化</td> <td rowspan="2">安全率 1.2以上</td> <td>現況</td> <td>0.916</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>1.211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急放流施設の整備</td> <td rowspan="2">放流時間 24h以内</td> <td>現況</td> <td rowspan="2">新設</td> </tr> <tr> <td>計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池の防災工事等の推進を目的とした、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき作成する「防災工事等推進計画」に位置付けた事業である。</p>					必要能力		皿池	堤体の耐震化	安全率 1.2以上	現況	0.916	計画	1.211	緊急放流施設の整備	放流時間 24h以内	現況	新設	計画
		必要能力		皿池																
堤体の耐震化	安全率 1.2以上	現況	0.916																	
		計画	1.211																	
緊急放流施設の整備	放流時間 24h以内	現況	新設																	
		計画																		
判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>堤体の耐震性不足により、ため池決壊の危険性が高いことから、本事業により災害の未然防止を行うことが急務であるため。</p>																		

②事業の実効性

1) 事業計画

		2023	2024	2025	2026
工種区分	調査・設計	←→			
	堤体工		←→		
	緊急放流施設工	←→			
	取水施設工			←→	
事業費(億円)		2.9			

2) 地元の合意形成

地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、合意形成は図られている。

判定

A

A： 事業計画の実効性が期待できる。

B： 事業計画の実効性が期待できない。

【理由】

地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。

III 対応方針

事業実施が
妥当である。

事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業後の決壊被害の有無を確認

※事業完了後5年以内に計画規模と同等の地震及び降雨が発生した場合、その地震及び降雨により評価する。
事業完了後5年以内に計画規模と同等の地震及び降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の地震及び降雨により評価する。